

第三の 企業年金 「リスク分担型DB」への期待

社会保険
労務士
遠藤 忠彦

中小企業の導入は減少し、7割に

厚生年金基金の実質的
な廃止により、加入事業
か、退職金に換えるか、給付

	通常のDB	通常のDC	CB	リスク分担型DB (ボラシタ)	DC (ボラシタ)
タイプ	確定給付型	確定拠出型	確定給付型	確定給付型 (扱い未定)	確定拠出型
掛金の決め方	将来の給付を賄うよう 決定(変動)	一定額や給与の一定率	将来の給付を賄うよう決 定(変動)	一定額や給与の一定 率	給与の一定率
給付の決め方	給与比例、ポイント制 など給付算定式に従う	運用実績次第で変動	将来の給付と額に国債利回 りなどで利息を付ける	給与比例、ポイント 制など給付算定式に従 う	給与比例など給 付算定式に従う
個人口座	なし	あり	あり(仮口座)	なし	なし
事業主として 留意点	債務の計上が必要 企業が運用、運用リス クあり	債務の計上が不要 従業員が運用、投資教 育が必要	債務の計上が必要 運用リスクあり	債務の計上が不要 (扱い未定) 投資教育が不要	債務の計上が不 要 投資教育が不要
従業員として 留意点	給付が安定的 受給額が分かりにくい	投資教育が受けられる 受給額は運用実績次第 で変動	金利の状況次第だが比較 的安定、受給額が分かり やすい 自身での運用ができない	給付が比較的安定 給付減額がありうる	給付が比較的安 定 給付減額があり うる

をめぐってしまっか、検討
する必要もある。既存の退
職金や企業年金を見直す
動きが出てきている。
政府も企業年金の充
実のため、本紙10月19
日号で紹介した確定拠
出年金(DC)法の改正案
(衆議院を通過したが審
議未了で継続審議となっ
た)、確定給付企業年金
の側でも新たな第三の企
業年金と書かれるリス
ク分担型DB(確定給付
年金、仮称)を提案して
いる。

Q 新たな選択肢の第
3の企業年金とは。
A 公的年金の縮小を
受けて、企業年金の改革
が進んでいる。国会に提
出されていたDC法の改
正案は、残念ながら会期
切れで継続審議になっ
た。与野党が賛成してい
るので速く成立する
だろう。

Q 退職給付をもちと
効果的に活用す
るには。
A 退職金制度は、給
与の何方分という給与
比例の制度から、給与を
基準としないポイント制
に移行している。支給水

Q 退職給付をもちと
効果的に活用す
るには。
A 退職金制度は、給
与の何方分という給与
比例の制度から、給与を
基準としないポイント制
に移行している。支給水

Q 退職給付をもちと
効果的に活用す
るには。
A 退職金制度は、給
与の何方分という給与
比例の制度から、給与を
基準としないポイント制
に移行している。支給水

Q 退職給付をもちと
効果的に活用す
るには。
A 退職金制度は、給
与の何方分という給与
比例の制度から、給与を
基準としないポイント制
に移行している。支給水

Q 退職給付をもちと
効果的に活用す
るには。
A 退職金制度は、給
与の何方分という給与
比例の制度から、給与を
基準としないポイント制
に移行している。支給水

大きく変わる中小企業の退職金・企業年金⑤ 退職給与の活用

Q 退職給付をもちと
効果的に活用す
るには。
A 退職金制度は、給
与の何方分という給与
比例の制度から、給与を
基準としないポイント制
に移行している。支給水



11月、「遠藤年金労務
コンサルティング」を開設
17年間の企業年金業務の
経験を生かして、執筆・講
演の他、年金・福利厚生や
労務問題の企業のサポート
を行っている。著書に「Q
& Aこれだけは知っておき
たい確定拠出年金」(近
代テール社)がある。

DC法の改正案は継続審議

掛金が変わらない点
から、確定拠出型に分類
され、決算上、債務の認
識が不要になる可能性が
ある。この制度は、オラ
ンダのコレクティブ(集
団型)DC(CDCと呼
ぶ)がモデルになってい
る。積立金の運用方法を
労使で協議して決めるた
り、2016年度から実
施される可能性がある。

給与比例からポイント制に移行

Q 退職給付をもちと
効果的に活用す
るには。
A 退職金制度は、給
与の何方分という給与
比例の制度から、給与を
基準としないポイント制
に移行している。支給水

Q 退職給付をもちと
効果的に活用す
るには。
A 退職金制度は、給
与の何方分という給与
比例の制度から、給与を
基準としないポイント制
に移行している。支給水